

答申第 4 5 号 (諮問第 46 号)

主要地方道前橋・安中・富岡線のうち、安中市野殿地区の「屋敷前」地内と「太田」地内及びその近辺を通過する当該地方道の拡幅計画に関する一切の関係情報の不存決定に対する異議申立ての件に係る答申書

1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当であり、取り消す必要はない。

2 諮問事案の概要

(1) 公文書開示請求

異議申立人（以下「申立人」という。）は、群馬県情報公開条例（以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成14年12月5日、「主要地方道（10）前橋・安中・富岡線のうち、安中市野殿地区の「屋敷前」地内と「太田」地内及びその近辺を通過する当該地方道の拡幅計画に関する一切の関係情報。」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、平成14年12月18日、本件請求に係る公文書を「主要地方道（10）前橋・安中・富岡線のうち、安中市野殿地区の「屋敷前」地内と「太田」地内及びその近辺を通過する当該地方道の拡幅計画に関する一切の関係情報。」（以下「本件公文書」という。）と特定し、本件公文書について不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、本件処分の公文書の不存在理由を次のとおり付して、申立人に通知した。

・当該路線の拡幅計画は策定されていないため。

(3) 異議申立て

申立人は、行政不服審査法第6条の規定に基づき、平成15年1月7日、本件処分を不服として実施機関に対し異議申立てを行った。

(4) 諮問

実施機関は条例第26条第1項の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、平成15年1月16日、本件処分の取り消しに係る異議申立事案の諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

3 申立人の主張要旨

申立人が主張している異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

本件処分の取り消しと、文書の開示を求める。

(2) 条例における不存在の解釈について

条例では、第4条において実施機関は(1)県の長期計画その他重要な基本計画の内容(2)県の主な事業の内容(3)その他実施機関が定める事項について公表しなければならないとしている。このことから、本件文書についても長期的な交通計画の観点において、実施機関が本件請求に係る主要地方道（以下「県道」という。）の拡幅計画を何も有していないということはありません、必ず存在しなければならない。

申立人は、当該県道の拡幅を実施機関がしなければならない背景と理由を示しているのだから、それに対して、個別具体的に説明をしないまま、不存在とすることはできない。

計画は存在しない。

5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

(1) 判断に当たっての基本的な考え方について

条例は、第1条に規定されているとおり、公文書の開示を請求する権利を明らかにし、県が県政に関し県民に説明する責務を全うすることにより、県民の理解と信頼の下に公正で透明な行政を推進し、県民による県政への参加を進めていくことを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

しかし、条例の前文にあるとおり、情報の公開により、県民のプライバシーや公共の利益の侵害など、本来の目的が阻害されてはならないとされており、この公文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、条例第14条各号に規定されている非開示情報に該当するかどうかによって決せられるべきものである。

なお、本件事案は不存在が争われているものであるため、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件公文書が不存在である合理的な理由が存在するかどうかをその文理及び趣旨に従い、事案の内容に即し具体的に判断するものである。

(2) 公文書の不存在について

審査会で検討したところ、申立人は当該県道の拡幅をしなければならない背景と理由を示したが、当該県道の現状から道路を拡幅する必要性は低く、また、実際に都市計画決定、道路の整備に関するプログラムなどの長期計画をはじめ、事業実施に至るまでのどの段階にも当該県道の拡幅計画がないため公文書が存在しないという実施機関の主張に特段不合理な点は認められない。

したがって、本件公文書は不存在であることが認められる。

6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成15年 1月16日	諮問
平成15年 2月12日	実施機関からの理由説明書を受領
平成15年 3月16日	異議申立人から意見書を受領
平成15年 3月26日 (第86回審査会)	審議(本件事案の概要説明) (異議申立人の口頭意見陳述) (実施機関の口頭意見陳述)
平成15年 4月25日 (第87回審査会)	審議
平成15年 6月 6日 (第88回審査会)	審議
平成15年 6月23日 (第89回審査会)	審議
平成15年 7月29日	答申